鯖江市上下水道料金等制度について

答　申

令和８年１０月

鯖江市上下水道料金等改定検討委員会

はじめに …… 1

１．鯖江市上下水道料金等改定検討委員会答申について …… 2

２．上下水道事業会計の現状と適正化に向けた方針について

（１）水道事業会計の現状 …… 3

（２）下水道事業会計の現状 …… 3

（３）適正化に向けた方針 …… 4

３．水道料金の改定について

（１）料金改定の基本的な考え方について …… 5

（２）料金体系について …… 6

（３）料金改定の時期について …… 7

（４）財政見通しの対象期間について …… 7

（５）水道料金の額 …… 8

４．上下水道事業の経営のあり方について …… 9

５．要望事項 …… 11

おわりに …… 12

参考資料

１．諮問書（写）

２．鯖江市上下水道料金等改定検討委員会設置要綱

３．鯖江市上下水道料金等改定検討委員会委員名簿

４．鯖江市上下水道料金等改定検討委員会審議経過

５．改定後の２ヶ月の使用水量と水道料金

令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ ３ 日

鯖江市長　　佐々木　勝久　様

鯖江市上下水道料金等改定検討委員会
委員長　杉山　友城

鯖江市上下水道料金等制度について（答申）

令和８年５月２５日付け鯖水第２４号で諮問のありました「鯖江市上下水道料金等制度について」に関して、当委員会で審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

は　じ　め　に

上下水道事業は、市民の健康で快適な生活や、地域産業の振興や経済活動を支えるうえで、欠くことができない重要な社会資本です。

水道事業は、常に安心・安全でおいしい水を安定的に供給していくという責務があります。しかし、人口減少や環境共生社会への移行など諸要因により、水需要は平成１７年度をピークに減少に転じており、今後も給水収益の伸びが期待できない状況です。さらに老朽化した施設や管路の更新、主要施設の耐震化など課題が山積しています。

また、下水道事業は、整備に多額の費用を必要とし、償還金である公債費は毎年１７億円以上を要し、改築更新という新たな課題に直面する中、今後は事業費の増加が見込まれます。一方で、重要な財源である使用料収入は、平成２８年度に増額改定したにもかかわらず、その後大きな伸びは見られません。今後は人口減少の進行に伴う収入減少も見込まれるなど、経営環境は一層厳しさを増しています。

このような中、水道事業においては令和７年度に「鯖江市水道事業経営戦略」等を下水道事業においては令和６年度に「鯖江市下水道事業経営戦略」をそれぞれ改定し、業務の効率化や投資の合理化など、経営の健全化に向けた取組を進めてきました。それでもなお、上下水道事業を取り巻く状況は厳しく、今後も安定した事業運営を継続していくためには、さらなる経営努力が求められています。

こうした状況を踏まえ、鯖江市上下水道料金等改定検討委員会では、市長からの諮問を受け、令和８年５月から計４回にわたり委員会を開催しました。その中で水道事業、下水道事業の現状、財政状況と今後の見通し、改定率、料金体系の検討などについて慎重に調査、審議を行いました。その上で、上下水道事業が市民生活はもちろん、地域経済に与える影響等を十分に考慮し、以下のとおり結論を得たので答申します。

１．　鯖江市上下水道料金等改定検討委員会答申について

一、料金等の適正化について

まず、水道事業会計は、県水受水を開始して以降、厳しい経営状況が続き、収支不足を内部留保資金等で補填してきました。しかし、近年は内部留保資金が減少しており、このまま推移した場合、令和１１年度には枯渇することが見込まれます。さらに、人口減少等による料金収入への影響や、老朽化した施設や管路の更新、耐震化、物価上昇による維持管理費の増加など、今後も多額の費用が見込まれることから、水道料金を改定する必要があると考えます。

次に、下水道事業会計についても、水道事業会計と同様に、人口減少等による使用料収入への影響や、老朽化した施設の更新、物価上昇による維持管理費の増加などにより、今後も厳しい経営状況が続くことが見込まれます。しかし、水道料金の改定と時期が重なることによる市民負担への影響を考慮するとともに、一般会計からの繰入れの継続を前提として、今回は使用料の改定を見送るべきと考えます。ただし、今回の据置きは恒久的なものではなく、次期経営戦略の改定において、適正な使用料水準を改めて検証する必要があります。

二、水道料金の改定について

水道事業会計については、今後も安定した事業運営を継続するため、基本料金を２０％、水量料金を１立方メートル当たり一律３０円引き上げ、料金収入全体では２１．３％の増加を見込むことが妥当であると考えます。今回の改定は、市民負担に配慮しつつ、今後の施設更新等に必要な内部留保資金を確保するための最低限のものとしました。

物価上昇などにより市民生活への負担が増している中での料金改定となることから、水道事業の経営状況や料金改定の必要性についてホームページや広報誌等で情報発信を行い、市民の理解を得る必要があると考えます。

三、上下水道事業の経営のあり方について

今後の経営のあり方については、施設の統廃合やダウンサイジング、投資の平準化、官民連携の推進など経営健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、料金改定後も経営状況を継続的に検証し、さらなる経営改善に努める必要があると考えます。

２．　上下水道事業会計の現状と適正化に向けた方針について

（１）　水道事業会計の現状

水需要に関しては、人口減少や節水機器の普及等により、平成１７年度をピークに減少に転じ、今後も給水収益の伸びが期待できない状況にあります。また、水の安定供給を図るため、平成１８年度より福井県日野川地区用水供給事業の受水を開始し、現在では給水量の約８割を県水受水で賄っており、収益的支出の約５割を県水受水費が占めています。

こうした中、平成１９年度から平成２２年度にかけて段階的に料金改定を実施して以降、１６年もの長期間にわたり料金を据え置いてきたことなどから、令和６年度決算では、料金回収率は８２．７％にとどまり、累積欠損金は約２０億円に達するなど、厳しい経営状況が続いています。

さらに、今後は老朽化した施設や管路の更新、耐震化、また金利上昇による支払利息の増加などにより、多額の費用が必要となる一方、内部留保資金の減少が見込まれています。このような状況の中、事業に必要な財源として企業債を活用していますが、このままでは安定した事業運営を継続するために必要な資金の確保が困難となることから、早急に財政面での改善を図る必要があります。

（２）　下水道事業会計の現状

下水道事業は、市民の生活環境の改善や浸水の防除、公共用水域の環境保全など、まちづくりに大きく貢献してきました。また、下水道事業は、その整備に長い年月と多額の費用を要したことから企業債残高も大きく、毎年の企業債償還額が１７億円を超えるなど、一般会計からの繰入金が市の財政負担となっています。

また、公共下水道事業および農業集落排水事業ともに整備が概ね完了し、水洗化率も９割を超えていることから、今後、新たな接続による使用料収入の大幅な伸びは見込みにくい状況にあります。

加えて、平成２８年度の使用料改定以降、使用料を据え置いてきましたが、物価上昇による維持管理費の増加などにより、公共下水道事業の令和６年度決算では、経費回収率は８３．２％にとどまり、一般会計からの基準外繰入金により収支不足を補っている状況です。

さらに、今後は人口減少等による使用料収入の減少が見込まれる一方、老朽化した施

設の更新などに多額の事業費が必要となることから、引き続き経営の健全化を図る必要があります。

このため、次期経営戦略の改定において、将来の事業費や収支見通し等を踏まえて、使用料の適正な水準を検証し、必要に応じて使用料の改定を検討していくことが求められます。

（３） 適正化に向けた方針

まず、水道事業については、これまで施設の統廃合やダウンサイジング、県水受水費の低減要望など、様々な経営健全化に向けた取組を進めてきましたが、今後も老朽化した施設や管路の更新、耐震化などに多額の事業費が必要となることから、現行の料金水準では安定した事業運営を継続することが困難な状況にあります。

このため、市民負担に配慮しつつ、今後予定している施設や管路の更新、耐震化等を着実に進めるために必要な資金を確保する観点から、料金収入全体で２１．３％の増加を見込む料金改定を行う必要があると考えます。

ただし、今回の料金改定を行った場合でも、料金収入のみで水道事業に必要な経費を賄える状態には至らず、厳しい経営状況が続くことが見込まれます。このため、引き続き経営の健全化に取り組むとともに、今後の収支や内部留保資金の状況等を検証し、適切な時期に料金の水準を見直していく必要があります。

次に、下水道事業についても厳しい経営状況にありますが、水道料金の改定と時期が重なることによる市民負担への影響を考慮し、一般会計からの繰入れの継続を前提として、今回は使用料を据え置くことが適当であると考えます。ただし、今回の据置きは恒久的なものではなく、次期経営戦略の改定において将来の事業費や収支見通し等を踏まえ、適正な使用料の水準を改めて検証する必要があります。

３．　水道料金の改定について

（１） 料金改定の基本的な考え方について

水道事業は地方公営企業法が適用される事業であり、その経費は経営に伴う収入をもって賄う独立採算制を原則としています。しかし、鯖江市の水道事業は、令和６年度決算で料金回収率が８２．７％にとどまり、給水に要する費用を水道料金収入で賄えていない状況にあります。

このため、将来にわたり水道事業を継続していくためには、給水に要する費用を水道料金収入で賄うことを基本としつつ、施設や管路の更新、耐震化等に必要な資金を確保していくことが求められます。

今回の料金改定の検討に当たっては、２０％、２５％、３０％および３５％の改定水準について、それぞれの料金体系を前提とした財政見通しを比較しました。改定水準を高くするほど料金回収率や資金収支は改善する一方、市民負担が大きくなることから、経営の持続性と市民負担との均衡を考慮して改定水準を定める必要がありました。委員会では、このような観点から、市民負担に最大限配慮し、２０％の改定水準を基本とする案で取りまとめることとしました。この案に基づき基本料金を２０％、水量料金を１立方メートル当たり一律３０円引き上げる料金体系とした結果、料金収入全体では２１．３％の増加となる見込みです。

この場合、料金回収率は１００％には至らず、料金収入のみでは給水に必要な費用のすべてを賄うことはできません。一方で、今後予定している施設や管路の更新、耐震化等に必要な資金を確保しながら、一定の内部留保資金を維持することが可能となる見通しです。

また、今回の料金改定については、これまでの鯖江市の考え方を踏襲しつつ、分かりやすい料金体系とすることが求められます。このため、基本料金を２０％引き上げるとともに、水量料金を１立方メートル当たり一律３０円引き上げることとします。その結果、一般家庭の平均的な使用水量である１か月当たり２０立方メートルの場合、個々の使用者の料金は２２．３％の引上げとなる一方、１か月当たり５立方メートル以下の少量使用者については２０％の引上げとなります。

しかし、今回の料金改定によって水道事業の経営上の課題が解消されるものではありません。今後も料金回収率や収支、内部留保資金の推移を毎年度検証し、財政見通しの対象期間の終期である令和１３年度を目途に料金の水準を見直すとともに、経営状況が財政見通しから大きく乖離する場合には、同年度を待たずに必要な見直しを行うことが必要です。

（２） 料金体系について

鯖江市の現行水道料金体系は、メーターの口径に応じた基本料金および使用水量に応じた水量料金を併せた料金体系を採用しています。

また、口径１３ミリおよび２０ミリについては、１か月当たり５立方メートルの使用水量を基本水量としており、口径２５ミリ以上については基本水量を設けていません。水量料金については、使用水量の増加に応じて料金単価が高くなる累進型の料金体系を採用しており、４段階の料金区分を設けています。

（ア） 基本料金

平成１９年度から平成２２年度までの改定では、口径１３ミリおよび２０ミリについて、１か月当たり１０立方メートルとしていた基本水量を５立方メートルに変更し、７００円（消費税を含まない。以下同じ）であった基本料金を段階的に改定し、平成２２年度には６５０円としました。これは、核家族化による高齢者世帯や単身世帯など、１か月当たりの使用水量が５立方メートル以下の使用者の負担増加を抑制するとともに、市民が過度な節水意識を持たないように配慮したものです。

水道料金算定要領に基づく今回の検討では、使用水量にかかわらず発生する固定的な費用については基本料金で回収することが望ましく、鯖江市における基本料金と水量料金の割合についても、現行の概ね２対８から４対６に近づけることが望ましいとの意見がありました。一方、基本料金の割合を大きく引き上げた場合には、高齢者世帯や単身世帯など使用水量の少ない世帯の負担が大きくなることから、市民負担に配慮すべきとの意見もありました。

結果としては、基本水量は現行のままとし、全ての口径について基本料金を２０％引き上げることとしました。

なお、基本料金については、改定後も県内で最も低い水準を維持することとしました。

（イ） 水量料金

鯖江市の水量料金は、使用水量の増加に応じて１立方メートル当たりの料金単価が高くなる累進型の料金体系を採用しています。

今回の検討では、使用水量の多い使用者により多くの負担を求めるべきとの意見もありましたが、一方では、眼鏡、繊維、漆器などの地場産業をはじめ、水を多く使用する事業者への負担が大きくなることから、特定の使用者に負担が偏らないように配慮すべきとの意見もありました。

結果としては、使用水量の多少にかかわらず同額の引き上げとすることとし、現行の水量区分をそのままにし、すべての水量区分について１立方メートル当たり３０円引き上げることとしました。

（３） 料金改定の時期について

水道事業の厳しい経営状況を踏まえると、料金改定はできるだけ早期に実施することが望まれます。一方で、料金改定は市民や事業者の負担に直接影響することから、十分な周知期間を確保する必要があります。これらを踏まえ、改定時期は令和９年１０月とします。

（４） 財政見通しの対象期間について

水道料金は、市民生活に密着した公共料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたって期間を設定することは、水需要や社会経済情勢の変動等による予測の確実性を失うことになります。

このことから、今回の財政見通しの対象期間は令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。令和９年度については、同年４月から９月までを現行料金、同年１０月以降を改定後料金として収支を見込むこととします。

（５） 水道料金の額

料金表（現行）

（１か月料金・消費税を含まない）

口径	基本料金		水量料金（１㎥につき）			
	水量	金額	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
13 ㎜	5 ㎥まで	650 円	5 ㎥を超え 20 ㎥まで 130 円	20 ㎥を超え 50 ㎥まで 140 円	50 ㎥を超え 300 ㎥まで 150 円	300 ㎥を超える分 160 円
20 ㎜						
25 ㎜	な し	3,000 円	20 ㎥まで 130 円			
30 ㎜		3,700 円				
40 ㎜		5,000 円				
50 ㎜		6,500 円				
75 ㎜		10,000 円				
100 ㎜		13,000 円				
150 ㎜		20,000 円				

料金表（答申）

（１か月料金・消費税を含まない）

口径	基本料金		水量料金（１㎥につき）			
	水量	金額	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
13 ㎜	5 ㎥まで	780 円	5 ㎥を超え 20 ㎥まで 160 円	20 ㎥を超え 50 ㎥まで 170 円	50 ㎥を超え 300 ㎥まで 180 円	300 ㎥を超える分 190 円
20 ㎜						
25 ㎜	な し	3,600 円	20 ㎥まで 160 円			
30 ㎜		4,440 円				
40 ㎜		6,000 円				
50 ㎜		7,800 円				
75 ㎜		12,000 円				
100 ㎜		15,600 円				
150 ㎜		24,000 円				

※基本料金は２０％引き上げ、水量料金は全ての水量区分で１㎥当たり３０円引き上げ

４．　上下水道事業の経営のあり方について

上下水道事業の経営のあり方については、長期の整備期間と多額の投資を必要とすることから、料金・使用料を基本としつつ、一般会計からの繰入れを含めた適切な財源を確保する必要があります。その上で、将来の事業量や経営状況を見据え、計画的かつ効率的な事業運営に努める必要があります。

【上下水道事業】

① 投資の平準化

アセットマネジメント計画やストックマネジメント計画に基づき、施設や管路の更新を計画的に実施することで、特定年度における財政負担を避け、更新需要の平準化を図ること。

② 包括的民間委託の推進

現在は、窓口業務、料金の賦課・徴収、漏水対応などについて包括的民間委託を導入している。今後も、民間事業者の専門的な知識や技術を活用し、委託業務の拡大を検討するなど、さらなる業務の効率化を図ること。

③ 収納率の向上

現在は、滞納整理業務を収納課から上下水道課へ移管することで、徴収体制の強化を図っている。今後も、収納率の向上に向けた取組を一層推進し、安定した収入の確保に努めること。

④ ウォーターＰＰＰ（官民連携）の導入検討

将来の人口減少や職員数の減少、施設の老朽化に対応するため、導入可能性調査を実施し、官民連携による効率的な事業運営について検討を進めること。

【水道事業】

① 施設の統廃合およびダウンサイジング

将来の水需要を見据え、施設の統廃合やダウンサイジングを進めることで、更新費用や維持管理費の削減を図ること。

② 省エネルギー化の推進

高効率機器への更新や効率的な施設運転を推進し、電力使用量および維持管理費の削減に努めること。

③ 水道施設の耐震化および水道ＤＸの推進

重要管路の耐震化を計画的に進めるとともに、ＡＩやデジタル技術を活用した維持管理の高度化に取り組み、安全で安定した給水体制の確保に努めること。

④ 県水受水費の低減

受水市町と連携しながら、県に対する受水単価の引下げ要望を継続し、経費削減に努めること。

【下水道事業】

① 省エネルギー機器の導入

設備更新に合わせて省エネルギー機器の導入を進め、電力使用量および維持管理費の削減に努めること。

② 水洗化率の向上

未接続世帯への啓発や接続促進に継続して取り組み、使用料収入の確保を図ること。

５．　要望事項

（１）　物価上昇等により市民や事業者の負担が増している中での水道料金改定となることから、上下水道事業の経営状況や料金改定の必要性、これまでの経営健全化に向けた取組等について、ホームページや広報誌等で市民に分かりやすく丁寧な情報発信を行い、理解が得られるように努められたい。

（２）　水道料金については、財政見通しの対象期間の終期である令和１３年度を目途に適正な料金水準を検討されたい。また、下水道使用料については、次期経営戦略の改定において適正な使用料水準を検証されたい。

（３）　上下水道事業を取り巻く経営環境は今後も変化することが見込まれることから、料金収入、使用料収入、事業費、内部留保資金等の推移について毎年度検証を行い、必要な対応を検討されたい。

また、水道事業または下水道事業の経営状況が計画から大きく乖離する場合には、見直し時期を待つことなく本委員会を開催し、適正な料金水準または使用料水準を含めた必要な対応について協議されたい。

（４）下水道事業については、今回、市民負担に配慮し、一般会計からの繰入れの継続を前提として使用料を据え置くこととしたことから、今後の事業運営および財政状況を継続的に検証するとともに、次期経営戦略の改定において、適正な使用料水準および一般会計からの繰入れを含めた財源のあり方について、関係部局と十分に協議されたい。

お　わ　り　に

上下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方、料金・使用料を基本としつつ、一般会計からの繰入れを含めた適切な財源によって運営される事業です。このため、効率的な経営により住民福祉に寄与するとともに、可能な限り経済性を追求する必要があります。

鯖江市においても、その運営に当たっては、これまでも包括的民間委託の導入、施設の統廃合など積極的に経費の削減に努めてきましたが、今後とも、事務事業の合理化により、住民負担を軽減するため可能な限り経費の抑制を図る必要があります。

当委員会は、市長から諮問された上下水道料金等の適正化について、水道事業および下水道事業の経営状況、今後の財政見通し、市民生活への影響等を踏まえ、慎重に検討を重ねました。今回改定する水道料金については、市民負担への影響に十分配慮し、少量使用者に配慮した料金設定とするとともに、基本料金についてはこれまでの鯖江市の考え方を踏襲し、改定後においても県内で最も低い水準を維持することとしました。

一方で、水道事業会計および下水道事業会計を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。今回の水道料金改定においても市民負担への配慮を重視したことから、十分な収支改善には至らず、将来にわたり安定した事業運営を確保するためには、水道事業における経営の効率化および料金収入の確保、下水道事業における経営改善および適正な使用料水準の検証に引き続き取り組む必要があります。

特に、今回改定を見送った下水道使用料については、さらなる経営改善に努めるとともに、中長期的な視点から、将来の事業費や収支見通し等を踏まえた適正な使用料水準について検討を進めることが求められます。

また、同時に諮問を受けた経営のあり方については、水道事業における料金収入の確保、下水道事業における使用料の水準および一般会計繰入れの検証、ならびに上下水道事業全体の経営健全化の取組を計画的かつ着実に進め、健全な事業運営が図られることを期待します。

参　考　資　料

１．諮問書（写）

鯖 水 第 ２ ４ 号
令和８年５月２５日

鯖江市上下水道料金等改定検討委員会
委員長　　杉山　友城　様

鯖江市長　佐々木　勝久　鯖江市長之印

鯖江市上下水道料金等制度について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

１　諮問事項

(1) 鯖江市水道料金の適正化について

(2) 鯖江市下水道使用料（農業集落排水事業使用料）の適正化について

(3) 鯖江市上下水道事業の経営のあり方について

２　諮問の理由

本市の水道事業は昭和３３年に創設以来、４回の拡張事業を経て、現在は市内全域を給水区域としています。

また、下水道事業は昭和５８年、農業集落排水事業は平成４年より一部の地域で供用を開始し、拡張を進めながら現在までに市内全域でほぼ事業完了に至っております。

水道及び下水道は市民が安全安心に、また快適な生活を営む上で必要不可欠なものとして、これまで事業運営を続けてきました。

このような中、水道事業においては、令和７年度に「鯖江市水道事業経営戦略」等を、下水道事業においては、令和６年度に「鯖江市下水道事業経営戦略」を改定しました。その結果、業務の効率化や投資の合理化を図ってもなお上下水道事業を取り巻く環境はさらに厳しくなることが見込まれています。

つきましては、市民生活に欠かせない両サービスを安定・継続して提供できるよう、上下水道事業のあり方を含めた料金制度について多角的な視点からご審議いただきたく、貴委員会に諮問いたします。

２．鯖江市上下水道料金等改定検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　上下水道事業に係る経費負担の在り方ならびに水道料金および下水道使用料に関する事項を審議するため、鯖江市上下水道料金等改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　上下水道事業に係る経費負担に関すること。

⑵　水道料金に関すること。

⑶　下水道使用料に関すること。

⑷　その他上下水道に関し、市長が必要と認める事項

（委員）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　上下水道使用者

⑶　その他市長が必要と認めた者

２　委員は、当該諮問に係る事項の審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

（委員長および副委員長）

第４条　委員会に委員長および副委員長各１人を置く。

２　委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議および議事）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明または意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、都市整備部上下水道課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

（鯖江市下水道使用料改定検討委員会設置要綱の廃止）

２　鯖江市下水道使用料改定検討委員会設置要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

３．鯖江市上下水道料金等改定検討委員会委員名簿

	氏　名	備　　考
委員長	杉山　友城	福井県立大学地域政策学部地域イノベーション学科教授
副委員長	奥村　充司	福井工業高等専門学校環境都市工学科非常勤講師
委員	田村　英史	北陸税理士会武生支部
委員	小澤　邦嗣	鯖江市区長会連合会副会長
委員	姫野　貴子	鯖江市環境まちづくり委員会
委員	山本　雅之	鯖江商工会議所専務理事
委員	笹本　友洋	福井県農業協同組合理事
委員	水野豊美子	鯖江市くらしをよくする会会長
委員	齋藤　留美	市民公募
委員	小谷　敬子	市民公募

４．鯖江市上下水道料金等改定検討委員会審議経過

	開催年月日	開催場所	審議の内容
第１回 検討委員会	令和８年５月 25 日	本館４階 第２委員会室	・委員長、副委員長の選出および諮問 ・水道事業の概要 ・下水道事業の概要 ・今後の課題等
第２回 検討委員会	令和８年７月 10 日	本館４階 IT 会議室	・上下水道施設見学 （上水道管理センター・環境衛生センター） ・前回委員会でのご質問への回答 ・前回委員会の振り返り ・公営企業における料金 ・使用料の適正性 ・水道事業における料金の適正性 ・下水道事業における料金の適正性 ・改定率の決定について
第３回 検討委員会	令和８年９月 15 日	本館４階 IT 会議室	・料金改定の検討方針 ・料金体系の検討
第４回 検討委員会	令和８年 10 月 14 日	本館４階 IT 会議室	・答申（案）について

５．改定後の２ヶ月の使用水量と水道料金

（13 ㎜、20 ㎜　消費税込み）

使用水量	使用件数（件）	現行料金	改定後料金	改定額	改定率（%）
0 m^3	5,419	1,430	1,716	286	20.0
1 m^3		1,430	1,716	286	20.0
2 m^3		1,430	1,716	286	20.0
3 m^3		1,430	1,716	286	20.0
4 m^3		1,430	1,716	286	20.0
5 m^3		1,430	1,716	286	20.0
6 m^3		1,430	1,716	286	20.0
7 m^3		1,430	1,716	286	20.0
8 m^3		1,430	1,716	286	20.0
9 m^3		1,430	1,716	286	20.0
10 m^3		1,430	1,716	286	20.0
11 m^3	12,362	1,573	1,892	319	20.3
12 m^3		1,716	2,068	352	20.5
13 m^3		1,859	2,244	385	20.7
14 m^3		2,002	2,420	418	20.9
15 m^3		2,145	2,596	451	21.0
16 m^3		2,288	2,772	484	21.2
17 m^3		2,431	2,948	517	21.3
18 m^3		2,574	3,124	550	21.4
19 m^3		2,717	3,300	583	21.5
20 m^3		2,860	3,476	616	21.5
25 m^3		3,575	4,356	781	21.8
30 m^3		4,290	5,236	946	22.1
35 m^3		5,005	6,116	1,111	22.2
40 m^3	9,341	5,720	6,996	1,276	22.3
45 m^3		6,490	7,931	1,441	22.2
50 m^3		7,260	8,866	1,606	22.1
60 m^3		8,800	10,736	1,936	22.0
70 m^3		10,340	12,606	2,266	21.9
80 m^3		11,880	14,476	2,596	21.9
90 m^3		13,420	16,346	2,926	21.8
100 m^3		14,960	18,216	3,256	21.8
200 m^3	639	31,460	38,016	6,556	20.8
300 m^3		47,960	57,816	9,856	20.6
400 m^3		64,460	77,616	13,156	20.4
500 m^3		80,960	97,416	16,456	20.3
600 m^3	1	97,460	117,216	19,756	20.3
700 m^3		115,060	138,116	23,056	20.0
800 m^3		132,660	159,016	26,356	19.9
900 m^3		150,260	179,916	29,656	19.7
1,000 m^3		167,860	200,816	32,956	19.6

合計件数　　27,762 件

※使用件数は、令和６年度実績の年間延べ件数を年間検針回数（6 回）で除して算出しています。